

公判前整理手続に付することを求める請求権と証拠開示請求権

公判前整理手続に付することを求める請求権を認める規定の新設

- 1 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定をもって、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができるものとする。
- 2 1の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

公判前整理手続外における証拠開示請求権を認める規定等の新設

公判前整理手続に付されていない事件について、少なくとも、以下の証拠開示規定を新設する。

- 1 検察官は、公訴の提起後、被告人又は弁護人に対して、取調を請求する予定の証拠について刑訴法316条の14に定める方法による開示をしなければならないものとする。
- 2 被告人及び弁護人に対し、類型証拠（刑訴法316条の15第1項各号に掲げる証拠の種類のいずれかに該当し、かつ特定の検察官が取調を請求する予定の証拠の証明力を判断するために重要な証拠）の開示請求権を認めるものとする。
- 3 1及び2に関する裁判所の裁定手続

以上